

第202100260204号

令和4年1月19日

障がい者施設設置法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部長

(公印省略)

業務継続計画（BCP）の点検について（通知）

本県の福祉保健行政の推進については、日頃、格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染拡大に伴い、令和4年1月7日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画（BCP）の点検を行い、事業の継続を図ることとされたところです。

つきましては、まん延防止等重点措置実施地域を始めとする感染拡大地域において、職場等で一度に多数の欠勤者が発生し、社会経済活動の維持に向け支障が生じかねないこと、また、本県においても、鳥取県版新型コロナ警報の「特別警報」「警報」が発令されたことを踏まえ、下記事項について点検いただきますようお願いいたします。

（担当：ささえあい福祉局障がい福祉課 生活支援・指導担当 松本

（電話）0857-26-7866）

記

1. 日常生活に不可欠な業務を担う事業者におかれては、一部の機能が停止した場合であっても、社会経済活動を継続できる体制を構築されること。また、BCP未策定の場合は策定されること。
2. テレワーク（在宅勤務）、社内での分散化、休暇取得の促進など、施設内での感染拡大を予防する措置を徹底されること。